



平成 19 年 2 月 2 日

各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号
イー・ギャランティ株式会社
代表取締役社長 江藤 公則
(コード番号: 8771)
問合せ先: 常務取締役管理部長 馬場 豊吉
電話番号: (03) 5447-3577

発行する株式の募集及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 19 年 2 月 2 日開催の当社取締役会において、当社株券の株式会社ジャスダック証券取引所への上場に伴う発行する株式の募集及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 発行する株式の募集の件

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 募 集 株 式 数 | 発行する普通株式 1,000 株 |
| (2) 払 込 金 額 | 未 定 (平成 19 年 2 月 16 日開催予定の取締役会で決定)
ただし、引受価額 (引受人より当社に支払われる金額) が払込金額を下回る場合は、本募集を中止するものとする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 37 条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 発 行 価 格 | 未 定 (払込金額決定後、払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件により需要状況等を勘案の上、平成 19 年 2 月 27 日に決定される予定) |
| (5) 募 集 方 法 | 発行価格による一般募集とし、大和証券エスエムビーシー株式会社、みずほ証券株式会社、野村証券株式会社、三菱UFJ証券及びSBIイー・トレード証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。 |
| (6) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格と引受価額 (引受人より当社に支払われる金額) との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (7) 証券会社申込受付期間 | 平成 19 年 3 月 1 日 (木曜日) から
平成 19 年 3 月 6 日 (火曜日) まで |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 1 株 |
| (9) 払 込 期 日 | 平成 19 年 3 月 7 日 (水曜日) |
| (10) 株 券 交 付 日 | 平成 19 年 3 月 8 日 (木曜日) |

ご注意: この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (11) その他本募集に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (12) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出しの件

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 売 出 株 式 数 | <p>①引受人の買取引受による売出し分
普通株式 1,498 株</p> <p>②オーバーアロットメントによる売出し分
普通株式 上限 200 株</p> |
| (2) 売 出 価 格 | 未 定 (平成 19 年 2 月 27 日に決定される予定)
なお、上記 1. により募集する株式の発行価格と同一とする。 |
| (3) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 | <p>①引受人の買取引受による売出し分</p> <p>東京都港区北青山二丁目 5 番 1 号
伊藤忠商事株式会社 500 株</p> <p>東京都港区北青山二丁目 5 番 1 号
テクノロジーベンチャーズ一号投資事業有限責任組合 400 株</p> <p>東京都千代田区九段北一丁目 8 番 10 号
投資事業有限責任組合エヌアイエフ日米欧ブリッジファンド 173 株</p> <p>東京都千代田区九段北一丁目 8 番 10 号
投資事業組合「N I F 21-ONE (2号-A)」 123 株</p> <p>東京都千代田区九段北一丁目 8 番 10 号
投資事業組合「N I F 21-ONE (2号-B)」 123 株</p> <p>東京都中央区京橋一丁目 2 番 1 号
エヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社 105 株</p> <p>東京都千代田区麴町四丁目 2 番地 7
安田企業投資 1 号投資事業有限責任組合 74 株</p> <p>②オーバーアロットメントによる売出し分
東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 1 号
大和証券エスエムビーシー株式会社 上限 200 株
①と②の合計 上限 1,698 株</p> |
| (4) 売 出 方 法 | <p>①引受人の買取引受による売出し分
売出価格による一般向けの売出しとし、大和証券エスエムビーシー株式会社に全株式を買取引受けさせる。</p> <p>②オーバーアロットメントによる売出し分
上記 1. による株式の募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、かかる募集及び当該売出しの需要状況を勘案の上、大和証券エスエムビーシー株式会社が、当社株主から借受ける当社普通株式を追加的に売出すものとする。なお、オーバーアロットメントによる売出しは、需要状況等により一部又は全部につき行わない場合がある。</p> |

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格と引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 証券会社申込受付期間 上記 1.により発行する株式の募集の申込受付期間と同一とする。
- (7) 申込株数単位 上記 1.により発行する株式の募集の申込株数単位と同一とする。
- (8) 株券受渡期日 平成19年3月8日(木曜日)
- (9) その他本株式売出しに関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (10) 上記 1.において定める株式の募集が中止された場合には、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのいずれも中止される。なお、前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

[ご参考]

1. 募集及び売出しの概要

- (1) 募集株式数及び売出株式数
- | | | |
|-------|-----------------------|--------|
| 募集株式数 | 発行する普通株式 1,000株 | |
| 売出株式数 | ①引受人の買取引受による売出し | 1,498株 |
| | ②オーバーアロットメントによる売出し(*) | 上限200株 |
- (2) 需要の申告期間 平成19年2月20日(火曜日)から
平成19年2月26日(月曜日)まで
- (3) 価格決定日 平成19年2月27日(火曜日)
(発行価格及び売出価格は、払込金額以上の価格で、仮条件に基づいて需要状況等を勘案した上で決定します。)
- (4) 証券会社申込受付期間 平成19年3月1日(木曜日)から
平成19年3月6日(火曜日)まで
- (5) 株券交付日及び株券受渡期日 平成19年3月8日(木曜日)

(*)オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、大和証券エスエムビーシー株式会社が追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主から借受ける株式であります。

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

これに関連して、大和証券エスエムビーシー株式会社は、200株を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に買取る権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、平成19年3月19日を行使期限として当社株主から付与される予定であります。大和証券エスエムビーシー株式会社は、当社株主から借受けた株式を、グリーンシュエーションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成19年3月8日から平成19年3月19日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社ジャスダック証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、シンジケートカバー取引にかかる株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券エスエムビーシー株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	19,200株
増資による増加株式数	1,000株
増資後の発行済株式総数	20,200株

3. 調達資金の使途

今回の募集による手取概算額233,000千円については、審査能力及び経理能力拡充のためのシステム開発投資に100,000千円、営業網拡大のための支店開設に10,000千円充当する予定であり、残額については金融法人向け保証サービス（RMS）における金融機関担保金に充当する予定であります。

（注）手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格（253,000円）を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は保証事業という事業の性質上、財務基盤の拡充による信用力向上が極めて重要であり、内部留保の充実を通じた財務基盤の強化を経営課題として位置付けております。当社は、第4期に至るまでは損失を計上し、繰越損失を抱えている状況であり、第5期以降は利益計上しているものの、未だ十分な内部留保が確保されている状況ではありません。

今後については、繰越損失を解消した上で、財務基盤強化のために内部留保を拡充することで経営基盤の安定化を図ることを優先しながら、柔軟に配当政策を検討していきたいと考えております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては事業の効率化、生産性の向上等、競争力強化のための投資の原資とし、今後の事業の展開に活用してまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)利益配分の基本方針に則り、今後は経営成績、財務状態及び企業の成長性を勘案しながら株主に対する利益還元の一つの方策として配当を検討していく所存であります。

なお、当社は「取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる」旨を定款に定めております。

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
1株当たり当期純利益	△2,671.99円	6,836.50円	8,276.35円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金)	－円 (ー)	－円 (ー)	－円 (ー)
実績配当性向	－	－	－
株主資本当期純利益率	－	21.4%	17.2%
株主資本配当率	－	－	－

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 株主資本当期純利益率は、当期純利益を株主資本(期首・期末の平均)で除した数であります。

5. 販売方針

引受人及びその委託販売先証券会社は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

- (注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。